

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年3月13日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条の規定に基づき、「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
仮称リサイクルパークあさお建設事業
(2) 種類
・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
・ 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的
一般廃棄物処理施設の新設
(2) 内容
ア 開発区域面積 約5.5ha
イ 土地利用計画 約55,000m²
(ア) 建築物等
・ ゴミ焼却処理施設 約8,900m²
・ 粗大ゴミ処理施設 約3,000m²
・ リサイクル施設 約3,000m²
・ プラザ棟他 約1,100m²
・ 煙突 約100m²
(高さ 約100m)
(イ) 構内道路、駐車場及び洗車場等 約14,200m²
(ウ) 雨水調整池 約2,400m²
(エ) 広場、緑地等 約22,300m²
ウ 処理施設計画
(ア) ゴミ焼却処理施設
・ 処理能力 450t/24時間（150t/24時間×3系列）
・ 施設タイプ ガス化溶解方式又は焼却処理+灰溶解方式
(イ) 粗大ゴミ処理施設
・ 処理能力 55t/5時間
・ 施設タイプ 可燃性粗大ゴミ 切断機及び多軸式破砕機
不燃性粗大ゴミ 回転破砕機
・ 選別方式 機械選別
(ウ) リサイクル施設
・ 処理能力 92t/5時間（缶30t/5時間、びん50t/5時間、
ペットボトル12t/5時間）
・ 選別方式 缶、ペットボトル（基本として）機械選別
びん 手選別或いは機械選別
- 5 指定開発行為の施行期間
着手予定：平成17年度
完了予定：平成24年度

6 条例方法書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成14年3月13日(水)から平成14年4月26日(金)まで

(2) 場 所

川崎市本庁(環境局環境評価室), 宮前区役所, 宮前区役所向丘出張所, 多摩区役所,
多摩区役所生田出張所, 麻生区役所

横浜市環境保全局調整部環境影響審査課, 横浜市青葉区役所

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで(横浜市環境影響審査課及び青葉区役所は,
午前8時45分から午後5時15分まで)

ただし, 土曜日, 日曜日等閉庁日は除きます。